

第1条（目的）

会員規約は、プレイブフィナンシャルグループ株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するカードレス仕様ハウスカード（以下「カード」といいます。）による決済（以下「カード利用」といいます。）を規定することを目的とします。

第2条（総則）

1 会員規約に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、会員規約に同意したうえで、当社所定の入会申込書（電磁的な方法によるものを含め、以下「入会申込書」といいます。）に記入した方（以下「入会申込者」といいます。）が、新規で入会申込みを行った時点から効力を有し、当社所定の入会審査によって、可決判定となった時点で、当社と会員との間で成立します。

なお、判定結果は、加盟店を介して、当社から入会申込者に対する通知によるものとします。

2 本契約の成立に伴い、当社は、入会申込者に会員資格を付与し、カード利用を行うことができる会員として扱います。

これにより、会員は、会員規約に定める責務を自ら履行することを確約するものとします。

3 会員は、本契約に基づく地位、資格、権利及び義務等の全部又は一部について、第三者に対し、譲渡、貸与、担保提供、その他の処分を行うことの一切ができないものとします。

4 個々のために矛盾、または、抵触する内容が生じたときは、割賦販売法の関係法令等、会員規約の順に適用します。

第3条（表明保証）

1 会員（本条においては、入会申込者を含みます。）は、入会申込みを行った時点及び本契約の有効期間中において、次の各号に掲げる事項が真実で、正確であることを表明し、確約するものとします。

(1) 正確性

本契約の成立に際し、当社に提供し、または、届け出た情報はすべて正確であって、かつ、重要な情報はすべて当社に提供されていること

(2) 行為能力

本契約の成立により、本契約に基づく権利行使と義務履行に求められる行為能力をすでに有すること

(3) 有効性

本契約は、第2条の定めにより有効であって、かつ、本契約が成立した会員において拘束力があること

2 会員が法人、団体の名義であるときは、次の各号に掲げる事項を前各号に追加するものとします。

(1) 社内手続

本契約の遵守に対して、割賦販売法等（関係法令等を含みます。）、定款及び社内規程などに基つき要求される内部手続について、会員が適正に完了していること

(2) 適法性

本契約の成立により、本契約に基づく権利行使と義務履行が割賦販売法等（関係法令等を含みます。）、定款及び社内規程などに抵触せず、本契約の違反や債務不履行の事由にはなら

ないこと

(3) 非詐欺性

会員において、本契約の成立が詐欺行為取消の対象とはならず、会員の知りうる限りにおいて、本契約について詐欺行為取消、その他の異議を主張する第三者が存在しないこと

(4) 経営健全性

本契約の成立に際し、慢性的な債務超過に陥っていないこと

3 次の各号のいずれかに該当した場合、会員は、直ちにその旨を当社に報告したうえで、資料の提出を含め、当社が行う事実関係等の調査に応ずるものとします。

(1) 前各項のいずれかが真実に反した場合（真実に反するおそれがあることが判明した場合を含みます。）

(2) 前各項のいずれかに該当する事由が新たに生じた場合（新たに生じるおそれがあることを察知した場合を含みます。）

4 前各項の定めいずれかに違反したと当社が判断した場合、当社は、入会申込みの謝絶、または、本契約を解除して、会員に何ら通知、催告を要せず、会員資格の取消しを行うことができます。

5 前項の定め該当した場合、会員は、当社に対して、当該取消し（期限の利益喪失を含みます。）に関する異議の申立て、賠償や補償等の要求の一切ができないものとします。

第4条（反社会的勢力の排除）

1 会員（本条においては、入会申込者を含みます。）は、現在及び将来にわたっても、自己、自社（親会社、子会社等の関係会社を含みます。）の役員、実質的支配者において、次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」といいます。）が存在しないことを表明し、確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋など

(4) 社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団など

(5) テロリスト

(6) その他、前各号に準じる者、または、前各号の共生者

2 会員は、前各号による者、または、これらの者と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます。）と次の各号のいずれかに該当する関係が無いことを表明し、確約するものとします。

(1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

(2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

(3) 自己、自社、第三者の不正の利益を図る目的、または、第三者に損害を加えるなどの目的をもって、反社会的勢力等を利用している関係

(4) 反社会的勢力等に対して、資金等を提供する関係、または、便宜を供与するなどの関係

(5) 自己、自社（親会社、子会社等の関係会社を含みます。）の役員、実質的支配者が、社会的に非難されるべき反社会的勢力等と接点を有する関係

3 会員は、自己、または、第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または、暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、威力を用いて、信用を毀損し、または、業務を妨害する行為
  - (5) 換金を目的とする商品の販売行為
  - (6) カードを不正に利用する行為
  - (7) その他、前各号に準じる行為
- 4 次の各号のいずれかに該当した場合、会員は、直ちにその旨を当社に報告したうえで、資料の提出を含め、当社が行う事実関係等の調査に応ずるものとします。
- (1) 前各項のいずれかが真実に反した場合（真実に反するおそれがあることが判明した場合を含みます。）
  - (2) 前各項のいずれかに該当する事由が新たに生じた場合（新たに生じるおそれがあることを察知した場合を含みます。）
- 5 前各項の定めいずれかに違反したと当社が判断した場合、当社は、入会申込みの謝絶、または、本契約を解除して、会員に何ら通知、催告を要せず、会員資格の取消しを行うことができます。
- 6 前項の定めいずれかに該当した場合、会員は、当社に対して、当該取消し（期限の利益喪失を含みます。）に関する異議の申立て、賠償や補償等の要求の一切ができないものとします。

#### 第5条（取引時確認）

- 1 犯罪による収益の移転防止に関する法律に従い、会員（本条においては、入会申込者を含みます。）は、入会申込書（電磁的な方法によるものを含みます。）とともに、次の各号に掲げる資料（以下「確認資料」といいます。）を提出します。
- なお、外国政府等で重要な地位を占める外国 PEPs に対しては、取引時確認がさらに厳格になることがあります。
- (1) 個人、個人事業主、法人及び団体の代表者に関する本人確認資料（氏名、生年月日、住所、顔写真を確認できるもの）
    - ア) マイナンバーカード
    - イ) 運転免許証、運転経歴証明書
    - ウ) 旅券及び住民票
    - エ) 上記のほか、当社が求める資料
  - (2) 法人、団体に関する補完資料
    - ア) 登記事項証明書
    - イ) 決算報告書
    - ウ) 実質的支配者に関する情報
    - エ) 販売や提供に際して、所管する行政機関による許認可の取得が必要なときは、証明する書類（営業許可証など）
    - オ) 上記のほか、当社が求める資料
- 2 前項に定める確認資料の取扱い、次の各号の定めによります。
- (1) 当社が求めたときは、本契約の成立日以降も引き続き提出する必要があること
  - (2) 当社に提出した確認資料は、理由の如何にかかわらず、返却がなされないこと
  - (3) 当社所定の保護措置を講じて当社が確認資料を保管したうえで、確認資料の記録簿を作成し、これにより管理（電磁的な

- 方法を含みます。）すること
- (4) 当社が前項に定める業務を第三者に委託できること
- 3 会員におけるカード利用の状況が、当社に届け出た職業、取引の目的、年収などの事項に照らして不自然である場合、当社は、会員に対して、これを裏付ける資料の提出を追加で求めることができ、会員は、これに応ずるものとします。
- 4 会員が前項の定めに従わない場合、当社は、入会申込みの謝絶、または、本契約を解除して、何ら通知、催告することなく、会員資格の取消しを行うことができます。
- 5 前項の定めいずれかに該当した場合、会員は、当社に対して、当該取消し（期限の利益喪失を含みます。）に関する異議の申立て、賠償や補償等の要求の一切ができないものとします。

#### 第6条（与信に対する協力）

割賦販売法に定める包括支払可能見込額の調査に伴い、会員（入会申込者を含みます。）の名義が個人である場合、会員は、当社の求めに応じて、初期与信、途上与信の都度、当社が要する資料（源泉徴収票、給与明細など）を提出するものとします。

#### 第7条（基本機能）

- 1 カードは、割賦販売法-第35条の16-第1項が定めるクレジットカード番号等であって、次の各号に掲げる基本機能を有します。
- (1) 会員番号や有効期限などが記載された物理的カードを発行しないカードレス仕様となります。
  - (2) 有効期限の設定はなく、カードには更新もありません。
  - (3) 自動的にカードの退会となる日は、カード利用に伴う債務が消滅した日から6ヵ月後の応当日とします。
  - (4) 年会費の負担がありません。
  - (5) 会員種別は、本人会員のみとし、家族会員等はありません。
  - (6) 暗証番号の登録がありません。
  - (7) 融資などのサービス、盗難紛失保険の付帯がありません。
  - (8) カードを発行する対象は、個人、個人事業主、法人、団体となります。
- 2 カードは、当社との間で、次の各号に掲げる契約が成立した加盟店（本条以降、包括代理加盟店をカード利用の対象に含みます。）に限定して、カード利用が可能なハウスカードであって、カードには、国内及び海外の加盟店（VISA/Master/JCB など）で、汎用的に利用ができる機能はありません。
- また、会員が個人事業主、法人の名義であるときは、当該加盟店におけるカード利用の目的は、生計費決済を除き、営業のため、または、営業として行われる事業費決済に限られるものとします。
- (1) 当社と法律事務所、弁護士等との間の加盟店契約
  - (2) 当社と少額短期保険会社との間の加盟店契約
  - (3) 当社と保証会社との間の包括代理加盟店契約
- 3 前項の場合、会員と加盟店との間で、次の各号に掲げる契約（以下「原契約」といいます。）の締結に伴い、原契約で会員負担と定めた費用に限定して、カード利用を行うことができます。
- なお、カード利用は、原契約の当事者であって、当社から会員資格が付与された本人会員に限定します。

- (1) 会員と法律事務所、弁護士等との間の訴訟委任契約等
  - (2) 会員と少額短期保険会社との間の事後型弁護士保険契約
  - (3) 会員と保証会社との間の保証委託契約
- 4 前項の定めに加え、次の各号に掲げる費用もカード利用の対象とします。
- (1) 毎月、毎年などの一定の頻度で、複数回にわたって、継続的な会員負担を原契約で定めた費用
  - (2) 該当月に限定した会員負担を原契約で定めた費用（初期費用、更新費用など）
  - (3) 前各号のほか、会員負担を原契約で定めた費用
- 5 カード利用に伴い、会員が指定できる支払区分は、次の各号の定めによります。
- ただし、当社所定の審査により、当社が保険金・賠償金等一括払いを指定することがあります。
- (1) 保険金・賠償金等受領時一括払い
  - (2) リボルビング払い
  - (3) ボーナス一括払い
  - (4) 翌月一括払い
- 6 次の各号のいずれかに該当した場合、前項-第(1)号に定める保険金・賠償金等受領時一括払いについては、カードの利用代金を一括で完済する条件が付帯するものとし、また、前項-第(2)号に定めるリボルビング払いについては、債務残高を繰り上げて返済する条件が付帯するものとし、
- (1) 敗訴により、保険会社から保険金を受領したとき
  - (2) 勝訴により、相手方からの賠償金等を受領したとき
  - (3) 和解により、相手方からの和解金等を受領したとき

#### 第8条（カード利用にあたっての責任）

- 1 国際ブランド（VISA/Master/JCB など）が付帯したカードとは異なり、カードレス仕様ハウスカードは、有効期限の設定が無く、カード情報等の漏えい、滅失、毀損、紛失（以下「漏えい等」といいます。）の二次被害の危険性が著しく低いことを事由として、会員は、クレジット取引セキュリティ対策協議会によるクレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画（名称が変更された場合であっても、その時々における最新のものをいいます。）に掲げられた措置及びこれと同等の措置の適用除外となることについて、あらかじめ確認するものとし、
- 2 前項の定めにかかわらず、会員は、カードを他人に不正利用させてはならないものとし、他人による不正利用が生じないように、善良なる管理者の注意をもって、カードを管理するものとし、
- また、会員においては、正当な理由がある場合を除き、他人にカード情報等を通知、提供することを含め、他人による不正利用が生じる状況を作り出すことの一切を禁止とするものとし、
- 3 他人による不正利用が生じた場合（生じたおそれがある場合を含みます。）、会員は、当社に対して、直ちにその旨を連絡したうえで、最寄りの警察署に届け出るものとし、
- 4 前項の定めに従い、当社が会員から連絡を受けた場合、当社は、当該不正利用の状況（カードの管理状況を含みます。）に係る資料の提出など、当社による調査の協力を会員に求めることができるものと

- し、会員は、これに応ずるものとし、
- また、会員は、当社からの要請に従い、他人による不正利用を防止するための措置を実施するものとし、
- 5 次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、会員に対して、他人によるカード利用に起因して当社に生じた損害であって、当該カード利用に係る相当額以外のもの（合理的な範囲の弁護士費用を含みます。）について、損害賠償を請求することができます。
- (1) 他人による不正利用が会員の故意や重大な過失によるとき、または、会員が不正利用に関与したとき
  - (2) 会員が当社による調査に協力しないとき、または、当該資料に不実があったとき、重要事項の記載が欠落していたとき
  - (3) 会員が他人によるカード利用を防止するための措置を実施しなかったとき
- 6 当社から会員資格を付与された本人会員が原契約の当事者であって、役務提供等を実際に受ける者が本人会員と異なることに関して本人会員が承諾したときは、第2項乃至第5項に定める不正利用の対象外として扱います。
- ただし、この場合は、当然に、会員は、当該カード利用に係る支払義務を負うものとし、

#### 第9条（カード利用の方法）

- 1 カード利用に際しては、国際ブランド（VISA・Master・JCB など）が付帯したクレジットカードの非対面決済のように、クレジットカード番号（14桁～16桁）などを使用することはありません。
- 2 当社においては、次の各号に掲げる手続によって、カード利用を行うものとし、カード利用にあたっては、原契約に基づく当社所定の契約書、売上伝票、変更届（電磁的な方法によるものを含め、以下「契約書等」といいます。）を使用します。
- (1) 加盟店による本人確認
  - (2) 下記との照合によって、本人会員を特定
    - ア) 会員の属性（氏名、商号、携帯電話番号など）
    - イ) 加盟店の名称、または、営業所や担当者の名称
    - ウ) 原契約の名称、または、権利や役務、商品の名称
  - (3) 原契約で会員負担と定めた費用をカード利用による購入代金として設定
- 3 カード利用は、次の各号のいずれかの方法に限定するものとし、当社は、前項に定める手続を行った日付をカード利用が生じた日として扱います。
- (1) 書面による方法
 

会員がカード利用に同意したうえで、契約書等に自署する方法（ただし、本人会員以外の署名による契約書等は、無効の扱いとなります。）
  - (2) インターネット通信による方法
 

会員がカード利用に同意したうえで、WEBサイトなどに掲出する契約書等に対して、チェックボックスに指定する方法
- 4 原契約で会員負担と定めた費用が定期的（毎月、毎年など）に複数回にわたって、継続的に反復するときは、カード利用も同じく反復することになるため、会員は、当該カード利用をあらかじめ同意したうえで、契約書等を使用して、これを申込みのものとします。

5 当社は、カード利用に係る売上債権の特定と内容確認のために、会員と加盟店との間の原契約を含め、会員と加盟店の取引記録などの情報について、会員に対して、開示を求めることができるものと、会員は、遅滞なく、当該情報を開示するものとします。

#### 第10条（カード利用の切替え）

当社は、当社と加盟店との双方合意に基づき、原契約で会員負担と定めた費用の全部又は一部について、カード利用から除外し、または、カード利用の後にキャンセル処理を行い、加盟店による現金受領、収納代行（銀行振込、コンビニエンスストア払いを含みます。）など、会員に対する決済手段の切替えを行うことができます。

#### 第11条（利用限度額）

- 1 当社は、当社所定の審査により、個々の会員に対して、利用限度額を付与し、かつ、会員に付与した利用限度額を増減（一時的な増減ではありません。）することができます。
- 2 カード利用の開始以降、原契約の追加、変更、解約が生じたときの対応は、次の各号に掲げる方法のうち、当社が決定し、会員に通知した方法によるものとします。
  - (1) カードの切替え  
会員がすでに有するカードを解約し、新規に入会したカードによりカード利用を行うこと
  - (2) カードの複数保有  
会員がすでに有するカードを解約せず、かつ、追加でカードに入会し、当該カードによりカード利用を行うこと
  - (3) 利用限度額の増額  
会員がすでに有するカードを解約せず、かつ、追加でカードに入会せず、原契約の追加、変更に係る契約書等を追加で徴求したうえで、当該カードの利用限度額の増額を行い、当該カードによりカード利用を行うこと
- 3 複数の会員資格を付与されたときは、それぞれのカードの利用限度額を合算した金額が、当該会員に付与された利用限度額の上限金額となります。  
なお、個々のカードに付与された利用限度額を超過したカード利用はできないものとします。

#### 第12条（立替払いの委託）

- 1 カード利用の都度、会員は、当社に対して、会員に代わって当社が加盟店に当該立替払いを行うことを委託するものとします。
- 2 当社が会員からの委託に基づき、当社が加盟店に立替払いを行うに際して、割賦販売法、その他の法令の定めにより、加盟店に対する抗弁を当社に主張できる場合を除き、会員は、カード利用に係る取引の結果として生じた加盟店の会員に対する債権に関して、加盟店に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消し、解除、無効の抗弁を含みますが、これらに限りません。）を放棄することについて、異議なく承諾するものとします。
- 3 当社による実際の立替払の前後を問わず、当社が会員からの委託に基づき、当社が加盟店に対する立替払を決定したことにより、会員は、当社が加盟店から立替金の相当額の債権を取得したことについ

て、異議なく承諾するものとします。

- 4 カード利用による債権の特定と内容確認のために、会員は、次の各号の情報について、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。
  - (1) 原契約に関する情報
  - (2) 会員と加盟店との間の取引記録などの情報（商品の引き渡し、商品の瑕疵の有無、役務提供の内容などを含みます。）
  - (3) 前各号のほか、当社が必要とする一切の情報

#### 第13条（利用代金明細書）

- 1 カードの利用代金などを集計する締日は、土日祝日にかかわらず、毎月末日とします。
- 2 当社は、会員に対して、前月末日を締日とした利用代金明細書により、当月 20 日（休業日のときは翌営業日）に、支払期日、支払金額などを通知します。
- 3 会員に対して利用代金明細書を提供する方法は、次の各号の定めによるものとし、電磁的な方法によるときは、利用代金明細書の不着を防止する措置として、会員は、スマートフォンやパソコンの受信環境を整備するものとします。
  - (1) 会員が契約書等で指定した電子メールのアドレス（SMS を含みます。）に対して利用代金明細書を送信する方法
  - (2) 会員のスマートフォン等に URL を送信して、または、会員が自身でログインして、当社所定の WEB 画面のマイページで利用代金明細書を掲載する方法
  - (3) 会員が契約書等で指定した住所に対して利用代金明細書を書面で郵送する方法
- 4 スマートフォン等の電話番号、電子メールのアドレス、郵送先に変更が生じた場合、会員は、当社に対して、速やかに変更内容を届け出るものとし、会員がこの定めによらず、利用代金明細書が不着となったときは、通常到着すべき時に到着したもののみとみなします。

#### 第14条（支払期日、支払方法）

- 1 利用代金の支払期日は、支払区分に応じて、次の各号の定めによるものとします。  
なお、当該支払期日が休業日のときは、翌営業日とします
  - (1) 保険金・賠償金等受領時一括払い
    - ア) 敗訴に至り、保険金を受領した日の翌日
    - イ) 勝訴に至り、賠償金を受領した日から 5 日後の日
    - ロ) 和解に至り、和解金を受領した日から 5 日後の日
  - (2) リボルビング払い  
カード利用を行った日の翌月以降、完済に至るまでの期間におけるミニマムペイメント（月々の支払金額）については、毎月 27 日  
なお、利用残高を繰上げて早期完済する日は前号と同じ
  - (3) ボーナスイ括払い  
カード利用を行った日が当年 1 月 1 日～6 月末日であるときは、当年 7 月 27 日  
カード利用を行った日が当年 7 月 1 日～12 月末日であるときは、翌年 1 月 27 日

(4) 翌月一括払い

カード利用を行った日の翌月以降、毎月 27 日

- 2 利用代金の支払方法は、下記に記載する口座、または、当社が会員単位で指定する専用口座に対して、銀行振込で支払う方法によるものとします。

なお、銀行振込に要する費用は、会員負担とします。

三井住友銀行 人形町支店 普通 1696764  
ブレイブフィナンシャルグループ (カ)

- 3 前項の定めにかかわらず、支払区分がリボルビング払いの場合であっても、次の各号のいずれかの支払方法によるものとします。

- (1) 当社が会員のスマートフォン等に送信するバーコードに基づき、コンビニエンスストア店頭で支払う方法  
¥220（うち消費税 20 円）の決済手数料は会員負担
- (2) 会員が指定する金融機関での口座振替により支払う方法  
¥220（うち消費税 20 円）の決済手数料は会員負担

第15条（会員による費用の負担）

- 1 会員が当社に支払うべき債務の不履行が生じた場合、会員は、当社が債務の履行に係る請求を行うことができることについて、異議なく承諾するものとします。

なお、当社は、当該業務を第三者に委託することができます。

- 2 前項の場合、会員は、不履行となった債務に追加して、次の各号に掲げる費用を負担することについて、異議なく承諾するものとします。

- (1) 当社所定の金融機関に対する振込に要する費用を含め、会員において、当社に対する債務の弁済に要する費用
- (2) 当社において、債務の履行に係る請求に要する費用

催告に要した費用  
メール送信：1 件あたり 110 円（うち消費税 10 円）  
書面送付：1 件あたり 1,100 円（うち消費税 100 円）

携帯電話や固定電話への架電に要した費用  
1 件あたり 2,200 円（うち消費税 200 円）

居住地等への訪問集金に要した費用  
1 件あたり 11,000 円（うち消費税 1,000 円）  
※交通費として、別途実費を上記に加算

その他、支払督促の申立て、訴訟の提起など、法的措置に要する費用

- (3) 会員による債務の弁済について、当社がこれを確認することに要する費用

- 3 会員は、次回の支払の際に、前項に定める費用、利用残高の全部又は一部を加算する共連れを当社が任意に行うことについて、異議なく承諾するものとします。

第16条（公租公課）

会員の当社に対する費用等について、公租公課が課せられるとき、または、公租公課（消費税等を含みます。）が変更されるときは、当該公租公課の相当額、または、当該変更分は、会員負担とします。

第17条（遅延損害金）

- 1 会員が期限の利益喪失に該当せず、会員の当社に対する支払が遅滞した場合、会員負担となる遅延損害金は、支払期日の翌日から支払に至るまでの期間を対象として、支払区分等に応じて、次の各号の定めによるものとします。

(1) 翌月一括払いの支払区分であるとき  
カードの利用代金に対して、年 14.6%を乗じ、年 365 日の日割りで計算した金額

(2) 翌月一括払い以外の支払区分であるとき  
月々の支払金額に対して、年 14.6%を乗じ、年 365 日の日割りで計算した金額

- 2 会員が期限の利益喪失に該当した場合、会員負担となる遅延損害金は、期限の利益喪失に該当した日の翌日から完済に至るまでの期間を対象として、支払区分等に応じて、次の各号の定めによるものとします。

(1) 翌月一括払いの支払区分であるとき  
利用残高に対して、年 14.6%を乗じ、年 365 日の日割りで計算した金額

(2) 翌月一括払い以外の支払区分であるとき  
利用残高に対して、民法に定める法定利率を乗じ、年 365 日の日割りで計算した金額

- 3 カード利用の目的が、生計費決済を除き、会員にとって営業のため、または、営業として行われる事業費決済のものであるときは、前各項にかかる遅延損害金を年 14.6%で算出します。

第18条（債務の充当順序）

会員の当社に対する支払が、会員が当社に支払うべき債務を完済させるに足りない場合、当社は、会員に何ら通知、催告を要せず、当社が適当と認める順序、方法により、いずれの債務に充当することができます。ただし、支払停止の抗弁に係る債務の充当方法は、割賦販売法の定めによるものとします。

第19条（リボルビング払い）

- 1 リボルビング払い手数料は、最初の支払期日の翌日を起算日とし、毎月の支払期日の利用残高（付利単位 100 円）に対して、下記の手数料率（実質年率）を日割りで計算した金額とします。

手数料率（実質年率）	年 365 日	7.30%
	年 366 日	7.32%

- 2 リボルビング払いにおいて、毎月返済する弁済金は、利用残高（残高スライド With In 方式）に応じて、下表によるものとします。

売上締日時点での利用残高	毎月返済する弁済金
20 万円未満	¥5,000
20 万円以上 30 万円未満	¥10,000
30 万円以上 40 万円未満	¥15,000
40 万円以上 50 万円未満	¥20,000
50 万円以上 60 万円未満	¥25,000
60 万円以上 70 万円未満	¥30,000
70 万円以上 80 万円未満	¥35,000

80万円以上 90万円未満	¥40,000
90万円以上 100万円未満	¥45,000
100万円からは 10万円増すごとに	5,000円ずつ加算

3 リボルビング払いに係るカードの利用代金を10万円としたときの具体的算定例は、下表によるものとします。

支払時期	1回目	2回目	3回目
未決済残高	100,000円	95,600円	91,192円
弁済金	5,000円	5,000円	5,000円
元金充当分	4,400円	4,408円	4,453円
手数料	600円	592円	547円
充当分	100,000円	95,600円	91,192円
	×7.30%	×7.30%	×7.30%
	÷365日	÷365日	÷365日
	×30日	×31日	×30日

4 会員は、当社に電話で申請することによって、支払期日が到来する前に、リボルビング払いに係る利用残高の全部又は一部を繰り上げて、早期返済を行うことができるものとします。

5 利用残高が5千円未満となったときは、一括払いとして扱うものとします。

第20条（手数料率の変更）

金融情勢の変化、そのほかに相当の事由がある場合、当社は、手数料率（実質年率）を一般に行われる程度のものに変更することができます。なお、手数料率（実質年率）の変更を当社が通知した後は、変更時の利用残高に対して、変更後の手数料率（実質年率）を適用します。

第21条（支払停止の抗弁）

1 加盟店が原契約に定める役務提供、物品販売に係る責務に反するなどの事由が生じた場合、当該事由が解消されるまでの期間において、会員は、当社に対して、当該事由が生じたカード利用に伴う支払を停止することができるものとします。

2 前項の場合、当社は、支払停止の申請に要する手続を会員に案内するとともに、会員に対しては、支払停止の申請を行う前に、あらかじめ加盟店と直接交渉し、当該事由の解消に努めることなどの説明を行います。

3 支払停止の申請を行う際、会員は、当社に対して、前項による加盟店との直接交渉の結果を含め、当該事由を記載した書面（添付する資料を含みます。）を提出するものとします。

なお、会員は、当社からの要請に従い、引き続き、当社の調査に協力するものとします。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、支払停止の抗弁の対象外とします。

- (1) 翌月一括払いなど、カード利用に係る支払区分が割賦販売法の適用を受けないとき
- (2) カード利用が会員にとって営業のため、または、営業として行われる事業費決済のものであるとき
- (3) 日本国外にある会員が行うカード利用であるとき
- (4) リボルビング払いのときは、1回のカードの利用代金（現金

価格）と会員手数料の合計金額が¥38,000に満たないとき

(5) 会員による支払停止が信義に反すると認められるとき

(6) 前各号のほか、当該事由が会員の責に帰すべきとき

5 当社が支払停止に相当する額を控除したうえで、控除後の金額を請求したときは、当然に会員がその支払責任を負うものとします。

第22条（加盟店との紛議の解決）

会員と加盟店との間で次の各号に掲げる紛議が生じた場合、会員は、原則として、加盟店と直接交渉して解決するものとします。

- (7) カード利用によって、加盟店が販売した商品、提供した権利や役務に関する紛議
- (8) 加盟店の接客対応、アフターサービスなどに関する紛議
- (9) 前各号のほか、紛議の当事者が加盟店であると合理的に判断できるとき

第23条（個人情報の保護）

当社は、個人情報の保護に関する法律に従い、次の各号に掲げる事項について、適正に個人情報を取扱い、かつ、個人情報の漏えい等、目的外使用が発生しないように適正な措置を講じます。

- (1) 社内体制の整備  
管理責任者を配置したうえで、関係法令と社内規程を徹底
- (2) 個人情報の収集  
その利用目的を明らかにして、個人情報を適正な方法で収集
- (3) 個人情報の保有  
個人情報の保護に要する安全対策（コンピュータのセキュリティを含みます。）を実施
- (4) 個人情報の利用  
個人情報の保護の重要性を深く認識したうえで、その目的の範囲内において利用
- (5) 適切な対応  
開示、訂正、削除を求められたときは、本人の権利を尊重
- (6) 継続的な改善  
個人情報の取扱いに係る見直しを繰り返し実施、改善

第24条（業務委託）

1 当社は、個人情報の保護の水準を十分に満たしている委託先を選定したうえで、第三者（プロセッサー、金融機関、保険会社、保証会社、収納代行会社などを含みます。）に対して、会員規約に係る業務の全部又は一部を任意に委託することができます。

2 当社が必要と認めた場合、会員は、当社が会員に対して有する債権の全部又は一部をサービサー等に譲渡することについて、異議なく承諾するものとします。

第25条（届出事項の変更）

1 次の各号に該当する届出事項の変更、追加、削除を予定する場合、会員は、当社に対して、遅滞なく、報告するものとします。なお、これを怠ったために、当社から会員に対する通知が延着し、または、到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなすものとし、当社は、これにより生じた会員の損害には責任

を負わないものとします。

- (1) 会員が個人、個人事業主の名義であるとき  
氏名、住所、電話番号、電子メールのアドレス、勤務先、職業、国籍、在留情報、カード利用の目的など
  - (2) 会員が法人、団体の名義であるとき  
法人名、法人代表者、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、電子メールのアドレスなど
  - (3) 割賦販売法に基づき当社が与信のために必要とする事項
  - (4) 前各号のほか、当社が求める事項
- 2 当社が適法に取得した個人情報などにより、届出事項に追加、変更、削除が生じたと判断したときは、当該内容に係る報告があったものとして扱います。
- 3 会員は、届出事項の変更、追加、削除に関して、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ承諾するものとします。
- (1) 会員の当社に対する届出により、加盟店に登録された情報が変更、追加、削除されることがあること
  - (2) 会員の加盟店に対する届出により、当社に登録された情報を変更、追加、削除することがあること

#### 第26条（会員資格の取消し）

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、会員に何ら通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除して、会員資格の取消しを行うことができます。  
なお、当該解除権の行使は、当社の会員に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
  - (1) 割賦販売法の関係法令等の違反を含め、本契約に違反（第3条乃至第5条の定めを含みます。）したとき（複数のカードを有する場合であって、いずれかのカードで本契約に違反したときを含みます。）
  - (2) 個人、法人等の特定、信用状態の判断に係る事実について、虚偽の申出があったとき
  - (3) 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または、カード利用の状況が適当でないと当社が判断したとき
  - (4) 会員が所在不明に至ったとき、死亡したとき、または、親族等から連絡によって、当社が会員の死亡を把握したとき
  - (5) 会員が日本国内に居住しなくなったとき
  - (6) 日本国籍を保有しない会員において、適法な在留資格や在留期間等を保持していることを当社が確認できないとき、または、当社が収集した情報等によって、当該会員の在留資格や在留期間等が適法でないと当社が判断したとき
  - (7) 月々の支払が遅滞し、割賦販売法の定めに従い、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払われなかったとき
  - (8) 当社が認めた場合を除き、口座振替の登録、変更の手続の開始から2ヵ月を経過しても、口座振替の手続が完了しないとき
  - (9) 会員が法人、団体の名義であるときは、自社、親会社、子会社、関係会社が下記のいずれかに該当したとき
    - ア) 支払の停止、債務の不履行など、信用状態の悪化が顕著

なとき

- イ) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - ロ) 電子交換所の取引停止処分、株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分、または、他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき
  - リ) 仮差押、差押、競売の申立てを受けたとき
  - ル) 破産の手続開始、民事再生の手続開始、会社更生の手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき、または、自らこれらの申立てを行ったとき
  - レ) 会社の精算に入ったとき、解散の決議をしたとき（ただし、会社合併の事由は除きます。）
  - ロ) 監督官庁から業務停止等の処分を受けたとき
- (10) 前各号のほか、会員資格の取消しが妥当と当社が判断できる事由が生じたとき
- 2 会員資格の取消しに至った場合、当社は、カード利用を行う加盟店に連絡のうえ、カード利用を停止し、同時にすべてのカードの利用限度額を抹消します。
  - 3 会員資格の取消し以降に、カード利用ができたとはいえども、これにより生じた債務は、当然に会員が支払義務を負うものとします。

#### 第27条（期限の利益喪失）

- 1 会員資格の取消しに至った場合、会員は、当然に期限の利益を失うものとし、当社からの通知に基づき、当社所定の金融機関に対する銀行振込により、直ちに債務の全額を支払うものとします。
- 2 前項の定めに従い、結果として、当社に損害を与えた場合、会員は、被害を被った当社に対して、この損害（合理的な範囲の弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

#### 第28条（本契約の終了）

本契約に特段の定めがない限り、カード利用に伴う債務が消滅した日から6ヵ月後の応当日をもって、本契約は終了します。

#### 第29条（会員規約の変更）

- 1 次の各号に該当する場合、当社は、当社所定の手続により、いつでも会員規約を変更できるものとし、この場合、当社は、変更した会員規約をホームページで公表、または、会員に当該書面を送付することによって、会員に対して、変更後の内容、効力の発生時期などを周知します。  
なお、公表後に、会員がカード利用を行ったときは、変更後の定めを会員が同意したものとみなします。
  - (1) 会員規約に係る法令が変更になったとき
  - (2) 変更内容が会員の一般の利益に適合するとき
  - (3) 変更内容が本契約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、そのほかの事情などに照らして、合理的なものであるとき
- 2 前項-第(2)号に該当するときは、効力の発生時期が到来する前後の期間において、変更前と変更後の会員規約を当社のホームページに掲載します。

第30条（会員規約の問い合わせ）

会員規約に関する問い合わせなどは、第35条に掲げる窓口で受け付けます。

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（上記(1)のア), (イ), (ウ)) を加盟事業者へ提供

また、信用情報（上記(1)のア)) を、提携信用情報機関を通じて加盟事業者へ提供

第31条（準拠法）

会員規約に係る準拠法は、すべて日本国法とします。

第34条（加盟信用情報機関、提携信用情報機関）

1 加盟信用情報機関、提携信用情報機関は、次の各号によるものとします。

第32条（専属的合意管轄）

会員規約に関連して、会員と当社との間で訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京地方裁判所、または、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(1) 加盟信用情報機関

名称	
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関	貸金業法に基づく指定信用情報機関

以上

付属規約（個人情報の取扱いに関する同意条項）

第33条（信用情報機関の登録、利用、提供）

1 会員（本条においては、入会申込者を含みます。）は、当社が会員を氏名・生年月日・電話番号・本人確認書類の記号番号等・住所などにより特定したうえで、当社が加盟する信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」といいます。）及び加盟信用情報機関が提携する信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、会員の信用情報が登録されているときは、支払能力・返済能力を調査するために、これを利用することに同意するものとします。

電話番号	
0570-666-414	0570-055-955

ホームページ	
<a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	<a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>

なお、信用情報機関とは、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に対して、信用情報を提供することを業とするものをいいます。

2 会員は、当社によって、カードの取引に関する信用情報が加盟信用情報機関に登録され、加盟信用情報機関の加盟事業者及び提携信用情報機関の加盟事業者によって、支払能力・返済能力を調査するために、利用されることに同意するものとします。

提供情報

本人を特定するための情報 氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先の電話番号など	
申し込み、契約の内容にかかる情報 契約の種類、申込日、契約日、契約額、商品名及びその数量/回数/期間、支払方法、支払区分、支払回数など	
支払い等にかかる情報 請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等に関する情報など	
-	債権譲渡の事実の情報 (債権譲渡、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立てなど)

3 会員は、加盟信用情報機関が、当該機関と提携信用情報機関の加盟事業者による会員の支払能力・返済能力の調査に資することを目的として、次の各号に従い、保有する信用情報を利用すること、かつ、加盟事業者に提供することに同意するものとします。

提供期間

本人を特定するための情報、申し込みにかかる事実 当社が加盟信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	
本人を特定するための情報、契約にかかる客観的な取引事実 契約期間中及び契約終了後から5年以内	
上記の取引事実に、支払を延滞した事実が含まれる場合 契約期間中及び契約終了後から5年間	
-	債権譲渡の事実 当該事実の発生日から1年以内

(1) 加盟信用情報機関が保有する信用情報

- ア) 前項により、当社を含め、加盟信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
- イ) 加盟信用情報機関が収集した前号以外の情報
- ウ) 加盟信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

なお、会員は、加盟信用情報機関が保有する信用情報を次の各号により利用されることを同意するものとします。

(2) 加盟信用情報機関による信用情報の利用

- 1) 信用情報の確認、調査、名寄せ、合算、そのほか信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
- 2) 信用情報の分析等の処理、それに基づく数値等の情報の算出

(3) 加盟信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

(2) 提携信用情報機関

名称	全国銀行個人信用情報センター
電話番号	03-3214-5020

ホームページ	<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>
--------	---

- 2 前項に掲げる加盟信用情報機関と提携信用情報機関の加盟資格、加盟事業者名、利用目的、利用方法などは、それぞれの信用情報機関のホームページに掲載されています。

また、株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイドランス」については、同社のホームページに掲載されています。

第35条（個人情報の開示、訂正、削除）

- 1 会員（本条においては、入会申込者を含みます。）は、当社及び加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に従い、自己の個人情報の開示を請求することができます。

(1) 当社の窓口

名称	ブレイブフィナンシャルグループ株式会社
登録番号	関東経済産業局 関東（包）第130号 関東（ク）第199号
所在地	〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町9番18号 エミネット人形町ビル8階
電話番号	03-6231-1898（平日のみ）
ホームページ	<a href="https://brave-fg.co.jp">https://brave-fg.co.jp</a>

(2) 加盟信用情報機関の窓口

前条に記載する株式会社シー・アイ・シー

前条に記載する株式会社日本信用情報機構

- 2 当社に対する開示請求によって、万が一、登録内容が事実と相違していることが判明した場合、会員は、当社に対して、当該情報の訂正、削除の請求ができるものとします。
- 3 加盟信用情報機関に登録されている情報の開示は、当社ではなく、それぞれの信用情報機関が行います。

第36条（本同意条項に対する不同意）

- 1 入会申込者が入会申込書に必要事項を記載しない場合、または、本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、当社は、入会申込みの謝絶を行うことができます。
- 2 会員が本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、当社は、本契約を解除して、会員資格の取消しを行うことができます。

第37条（契約不成立の対応）

入会申込者は、当社が入会申込みを否決判定したときでも、入会申込みを行った事実と当社が取得した個人情報を当社が利用すること、かつ、当社による加盟信用情報機関への登録によって加盟事業者に利用されることを同意するものとします。

以上

す。

日本クレジット協会が定める標準用語	読み替え後の用語
現金提供価格、現金販売価格、現金価格	購入代金、利用代金
支払回数	支払区分
包括信用購入あっせんの手数料	リボルビング払い 手数料
包括信用購入あっせんの手数料の料率	実質年率

【日本クレジット協会が定める標準用語との読み替え】

当社の交付書面（この会員規約を含みます。）は、日本クレジット協会が自主規制規則に定める標準用語を下表により読み替えるものとしま